

# 第11次新座市交通安全計画

(令和3年度～令和7年度)

# 目 次

第1部	計画の構想	1
第1章	計画の概要	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	2
2	計画の期間	2
第2部	道路交通の安全	3
第1章	道路交通事故のすう勢と今後の対策	3
1	道路交通事故	3
2	交通安全対策の今後の方向	5
第3部	講じようとする施策	7
第1章	道路交通環境の整備	7
1	交通安全施設等の整備	7
(1)	自転車・歩行者の安全確保	7
(2)	高齢者・子ども・身体障がい者の安全確保	7
(3)	交差点事故の防止	7
(4)	生活道路対策	7
(5)	信号機の設置	7
(6)	道路照明灯等の整備	8
2	その他の道路交通環境の整備	8
(1)	違法駐車防止	8
(2)	道路使用及び占用の抑制	8
(3)	放置自転車等の撤去及び整理	8
(4)	放置自動車の撤去	8
(5)	子どもの遊び場の確保	8
第2章	交通安全思想の普及の徹底	9
1	生涯にわたる交通安全教育の振興	9
(1)	幼児に対する交通安全教育	9
(2)	学校における交通安全教育	9
(3)	高齢者に対する交通安全教育	9
2	交通安全に関する普及活動の推進	9
(1)	広報活動の推進	9
(2)	交通安全運動の推進	10
(3)	飲酒運転根絶の推進	10

3	交通安全関係団体の活動の推進-----	10
4	安全運転の確保-----	10
	(1) シートベルト、チャイルドシート 及びヘルメット着用の徹底-----	10
	(2) 自転車の安全性の確保-----	10
	(3) 二輪車の安全運転対策の推進-----	10
5	緊急時における救急体制の整備-----	11
6	被害者救済対策の充実-----	11
	(1) 交通事故相談所の活動強化-----	11
	(2) 交通遺児の支援-----	11
第3章	踏切道における交通の安全-----	11
	踏切事故の発生状況とその防止-----	11

# 第1部 計画の構想

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

交通安全の施策を推進するに当たっては、人命尊重の理念の下に、経済社会情勢の変化を踏まえつつ、これまで実施してきた各種施策の深化はもちろんのこと、交通安全の確保に資する先端技術を積極的に取り入れた新たな時代における対策に取り組むとともに、交通事故の実態に対応した諸施策を講じる必要がある。

また、令和2年は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、これまで想定していなかった事態に直面し、様々な分野で人々の行動変容が起き、交通事故の発生状況にも少なからず影響を与えるとともに、交通安全対策のあり方に新たな課題を残した。

人々の生活様式が変化する中で、情報化社会や自動車の先進安全技術等は劇的に進化し、交通安全対策にも新たな視点が不可欠となってきている。

このような観点から、本計画は、交通安全対策基本法第26条第1項の規定に基づき策定するもので、自動車と比較して弱い立場にあり、死亡事故につながりやすい高齢者や障がいのある方、子ども等の交通弱者の安全を一層確保する「人優先」の交通安全思想を基本とし、適性かつ実施可能な施策を総合的に推進するものとする。

第一に、人に係る安全対策としては、すべての市民一人一人が交通社会人の一員としての責任を自覚し、自ら進んで交通安全を励行する意識を高めることが重要であるため、各種広報媒体を活用し、積極的な広報活動を展開するとともに、交通安全教育の充実や地域ぐるみの交通安全活動を醸成していくものとする。

第二に、交通環境に係る安全対策については、機能分担された道路網の整備や交通安全施設の整備を積極的に展開することと併せて、効果的な交通規制の推進や交通に関する情報の提供の充実を図るものとする。

また、人優先の交通安全対策の推進を図るため、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等に重点を置いて、歩道の整備や歩車道分離式信号機等、人と車両との分離を図る交通環境の整備を進めることとする。

以上の考え方のもとに、高齢社会の到来や国際化等の社会情勢の変化を踏まえながら、埼玉県や埼玉県警察、その他関係機関・団体等と連携、協力しながら

ら、市域における交通安全に関する施策を実施するものとする。

## 2 計画の性格

ア この計画は、交通安全対策基本法第26条第1項の規定により、第11次埼玉県交通安全計画を指針として策定したものである。

イ この計画は、新座市内の道路交通環境の整備、交通安全教育等についての総合的かつ計画的な対策を推進するため、市、市民、地域活動団体及び関係行政機関が実施する施策の大綱を定めたものである。

## 3 計画の期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5か年計画とする。

## 第2部 道路交通の安全

### 第1章 道路交通事故のすう勢と今後の対策

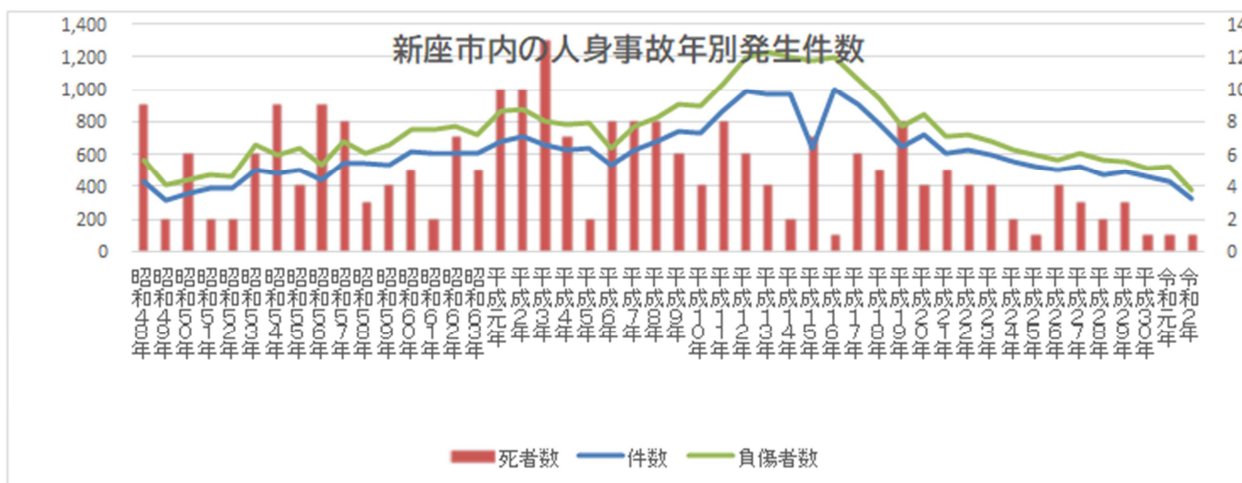
#### 1 道路交通事故

##### (1) 道路交通事故の状況

新座市は、埼玉県最南端に位置し、東京都に隣接しており、令和3年4月1日現在の人口は、166,247人で毎年、微かながら増加している。平成28年同時期と比べて約2千人弱の増加となっている。

その中、市内の交通事故の推移をみると、人身事故件数は平成12年の989件から年々減少し、ここ数年は500人を下回り、減少傾向にある。死者数は平成元年から3年連続10人を超えていたが、それ以降は、10人以下と減少し、ここ数年では、3人以下となり減少している。

図-1 新座市内の人身事故年別発生件数



##### (2) 第10次交通安全計画の成果

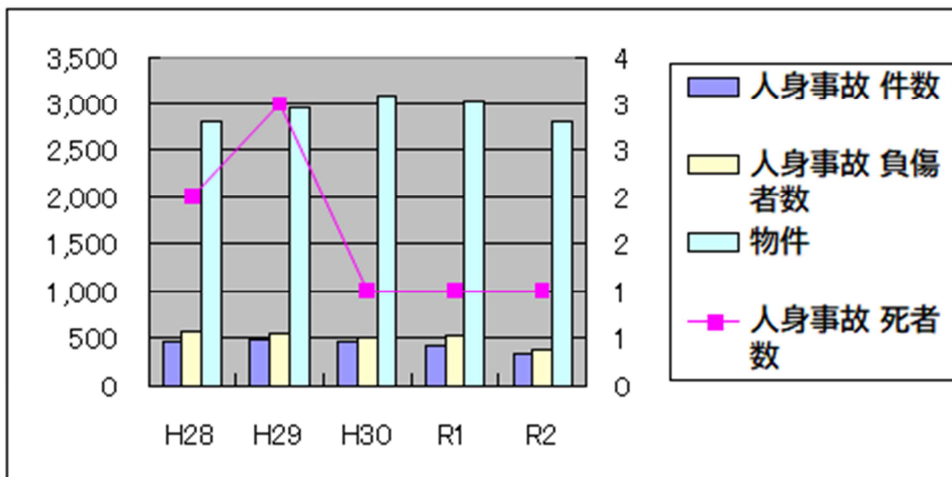
新座市の第10次交通安全計画（平成28～令和2年度）年中の交通事故件数は、初年の平成28年は2,797件から、増加傾向にあり、平成30年、令和元年は3,000件を超えた。終年の令和2年において2,804件となったものの、令和2年中は新型コロナウイルスの影響で外出を自粛する期間があったことが、少なからず影響していることが考えられるため、件数自体は増加傾向にあると言える。

ただし、この間の人身事故件数は初年において468件、死者数は2名、負傷者数は556人だったが、終年は件数324件（30.8%減）、死者数1人（50%減）、負傷者数375人（32.6%減）となった。

このことから、人身事故は減少傾向にあるが、物損事故は増加傾向にあると言える。

図－２ 交通事故発生件数及び死傷者数推移

	人身事故			物件
	件数	死者数	負傷者数	
H28	468	2	556	2,797
H29	490	3	547	2,956
H30	452	1	508	3,090
R1	423	1	515	3,028
R2	324	1	375	2,804



### (3) 市内における道路交通事故の特徴

最近の市内死亡事故の発生状況を図3の主体別に見ると、高齢者以外の世代において減少傾向にあるが、高齢者は依然として高い数値であることがわかる。

また、交通用具の状態別に見ると、歩行者、自転車、二輪車は減少傾向にあるが、一方で自動車が増加傾向にあることがわかる。

引き続き、きめの細かい各種交通安全対策をより積極的に展開することが肝要である。

図3－主体別・状態別死傷者推移

	主体別				状態別				
	中学生以下	高校生	その他	高齢者	歩行者	自転車	二輪車	自動車	その他
H28	46	23	407	82	84	176	76	221	1
H29	48	17	404	81	78	166	92	214	0
H30	46	22	374	67	79	149	64	216	1
R1	40	18	373	85	58	142	60	256	0
R2	23	10	285	58	63	99	55	159	0

## 2 交通安全対策の今後の方向

近年の自動車保有台数や運転免許保有者数の増加に見られるように、今や自動車の利用は、市民生活にとって不可欠なものとなっており、今後の交通安全対策を進めるに当たっては、人命尊重の理念の下、安全で快適な交通社会を実現することを目標に、歩行者・自転車利用者・幼児・高齢者、そして身体障がい者等のいわゆる交通弱者が安心して利用できる道路環境の整備を図るとともに、各年齢層に応じた生涯にわたる交通安全教育の推進と市民各層の積極的な協力の下、地域ぐるみの交通安全対策や意識の高揚を図る必要がある。

このような観点から、第3部 講じようとする施策において、第1章 道路交通環境の整備、第2章 交通安全思想の普及の徹底、4 安全運転の確保、5 緊急時における救急体制の整備、6 被害者救済対策の充実等の効果的な交通安全対策を充実しつつ、特に次の視点に重点を置いて対策を推進する。

### ○ 対策の重点

#### (ア) 高齢者及び子供の安全確保

一層進展する高齢化社会を見据え、交通事故の被害に遭いやすい高齢者に対しては、老人クラブ等と協力し、高齢者向けの交通安全ビデオの上映やリーフレット等の配布を行い、地域での交通安全教育を推進していく。

また、幼児・児童に対する交通安全教育は、将来にわたって交通社会への参加意識の醸成を図る場として重点的に実施するとともに、学齢に応じた交通安全教育を推進する。

子供や高齢者が安全に通行できるよう、通学路における歩道等の整備、生活道路での安全対策を推進する。

#### (イ) 自転車及び歩行者の安全確保

埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例に基づき、自転車の交通ルールの周知、啓発、指導取締りにより自転車の安全利用の一層の推進を図るとともに、自転車及び歩行者等の通行の安全を図るため、道路反射鏡、道路照明灯等の交通安全施設の整備を推進する。

なお、道路反射鏡については、設置基準等に基づき、優先度の高い箇所から効果的に設置を行っていく。



また、歩行者の交通事故を防止するため、歩行中の事故類型に即した交通安全教育や道路横断時の安全確認の徹底について周知する。

(ウ) 交通事故が起こりにくい環境づくり

道路反射鏡の清掃及び信号機、警戒標識等の視認性を著しく阻害している立ち木の枝の伐採を行い、交通事故防止に努める。

また、交通事故の半数以上が交差点及びその付近において発生していることなどから、交通事故状況等を考慮して、信号機の新設、既設の信号機の歩車分離式信号機への更新、交差点整備等を関係機関へ要請する。

## 第3部 講じようとする施策

### 第1章 道路交通環境の整備

#### 1 交通安全施設等の整備

交通事故の発生地点、その他安全確保上緊急性の高い箇所については、平成23年度にスタートし、平成29年2月に見直しを行った「新座市道路改良10か年基本計画パートⅢ」に基づき、通学路を中心に最優先で拡幅や歩道を整備することとし、市内主要道路の安全施設整備については、国及び県の整備計画との整合性を持たせ、各種交通安全施設の整備拡充を図る。

##### (1) 自転車及び歩行者の安全確保

自転車利用者及び歩行者に対する交通安全教育・啓発の推進により、交通ルールを徹底し、交通事故を防止し、交通の安全を確保するため必要な箇所にガードレール、標識などの整備拡充を図る。

##### (2) 高齢者・子ども・身体障がい者の安全確保

高齢者や身体障がい者の安全を確保するため、歩道段差の切下げや点字ブロック等の整備拡充を図る。

また、子どもの交通事故を防止するため、将来にわたって交通社会への参加意識の醸成を図る場として幼児・児童に対する交通安全教育は、重点的に実施し、学齢に応じた交通安全教育を推進するとともに、交通量の多い区間や交通事故の発生地点、更には通学路等については優先的に歩道及び角切りを設置する。

##### (3) 交差点事故の防止

交差点事故を防止するため、交差点の改良や視認性の優れた標識や標示を整備する。また見通しの悪いT字路等には、道路反射鏡を設置する。

##### (4) 生活道路対策

市民の生活の場である生活道路について、人と自転車と車とのバランスの取れた安全で住みよい環境を確保するために、通学路及び生活道路等のゾーン対策として道路環境の整備を行い、適切な交通規制を関係機関に働きかける。

##### (5) 信号機の設置

道路構造及び交通量を勘案して、危険性の高い交差点に信号機の設置を関係機関に対して積極的に働きかけるとともに、既設の信号機についても

交通の実情に合わせてより効果的な改善を促進する。

(6) 道路照明灯等の整備

夜間の危険箇所には道路照明灯の整備を図る。また、歩行者等の安全を確保するため路面標示や標識などの整備を図る。

## 2 その他の道路交通環境の整備

(1) 違法駐車防止

違法駐車が交通渋滞や交通事故発生の原因ともなっていることから、本市では平成5年9月に新座市違法駐車等防止条例を制定し、違法駐車問題に積極的に取り組んでいるが、今後も違法駐車防止の広報活動を行い、市民の理解と協力を得ながら違法駐車締め出しの気運を高める。また、地域交通安全活動推進委員と連携を図りながら効果的な取締りを行う。

(2) 道路使用及び占用の抑制

工作物の設置、工事等のための道路使用及び占用については、適切な許可を行うとともに道路パトロールの強化等で安全かつ円滑な道路環境を確保する。

(3) 放置自転車等の撤去及び整理

駅周辺等における自転車・原動機付き自転車の放置問題を解決するため、昭和60年12月に制定した新座市自転車等放置防止条例第7条の規定に基づき、撤去及び整理に努めるとともに、自転車駐車場の利用の促進を図る。

(4) 放置自動車の撤去及び発生の防止

平成5年3月に制定した新座市放置自動車の発生及び適正な処理に関する条例に基づき、路上等に放置し、支障となっている車を撤去指導するとともに、放置させない環境づくりを推進する。

また、所有者の判明しない放置自動車は市が撤去しているが、今後も迅速に対処する。

(5) 子どもの遊び場の確保

子どもの路上遊戯による交通事故を防止するため、児童公園、ポケットパーク等の整備を進め、遊び場の適切な維持管理を行う。

## 第2章 交通安全思想の普及の徹底

### 1 生涯にわたる交通安全教育の振興

自ら交通事故を起こさない、交通事故に遭わないといった、より良い交通社会人を育成するため、家庭、学校、地域、職場等と連携、協力を保ちながら、年齢段階に応じた体系的な交通安全教育の推進を図る。

#### (1) 幼児に対する交通安全教育

早い時期から進んでいきまりを守り、安全に行動できる習慣や態度を身に付けさせるため、幼稚園、保育園並びに家庭と協力を図りながら、それらの指導者をも対象にして、実効性のある教育を行う。

#### (2) 学校における交通安全教育

小学校、中学校の児童・生徒に対しては、心身の発達状況に適した交通安全教育を実施する。特に、交差点における一時停止、左右の安全確認の指導を徹底させ、飛び出しによる事故防止に努めさせるとともに、自転車の正しい乗り方等の交通安全教育を強力に推進する。

また、高校生については、情報端末等の使用やヘッドホン等で音楽を聴きながら自転車に乗車することの危険性を啓発し、交通ルールの遵守と他の生命の尊重を重視した安全運転の指導を行う。

#### (3) 高齢者に対する交通安全教育

高齢者については、歩行中や自転車運転中の事故が近年特に多いことから、老人クラブ等と協力し、交通安全に関する知識の普及を図り、交通事故防止に努める。

また、高齢運転者に対する高齢者講習等を実施し、運転技術適正診断を行うとともに、75歳以上のドライバーは、高齢運転者標識を必ず付けることを励行する。

### 2 交通安全に関する普及活動の推進

#### (1) 広報活動の推進

市民の交通安全に対する関心と意識を高めるために、広報にいざや市ホームページ等による広報を始め、資料等の配布又は、交通安全指導者による広報宣伝を積極的に行う。

## (2) 交通安全運動の推進

全国一斉に行われる春・秋の交通安全運動、県下一斉の夏及び年末年始の交通事故防止運動に合わせ、これを全市民参加の運動として関係機関・団体等と緊密な連帯の下に継続的に実施し、安全運転の呼び掛けを行う。

## (3) 飲酒運転根絶の推進

飲酒運転を根絶するため、埼玉県を始め関係機関・団体等とともに、広報啓発活動を推進し、飲酒運転に厳しい規範意識の確立を図る。

# 3 交通安全関係団体の活動の推進

市民の交通安全に関する意識を高めるためには、関係団体の自主的な活動に負うところが大きいので、新座市交通安全協会、新座市交通安全母の会などの関係団体に対して、主体的な活動の促進と必要な援助、助言を行うとともに、その他の団体に対しても交通事故防止のため交通安全活動に積極的に参加・協力するよう働き掛けを行う。

# 4 安全運転の確保

## (1) シートベルト、チャイルドシート及びヘルメット着用の徹底

関係機関・団体と連携し、シートベルト、チャイルドシート（平成12年4月1日から義務化）及び二輪車用ヘルメットの正しい着用を徹底するため、運転者に対して広報及び街頭での指導を続行する。

## (2) 自転車の安全性の確保

自転車利用者に対し、自転車事故の防止を図るため、規格・基準に適合した自転車の利用と安全意識（交通ルールの遵守）及び点検整備の意識の高揚を図る。また、自転車が加害者となる事故に関し、被害者の救済を図るため、自転車保険等への加入を勧める。さらに、夜間の事故を未然に防ぐためライトの点灯と反射器材の有効活用を図る。

## (3) 二輪車の安全運転対策の推進

若者や多くの市民に利用され、また、事故も多い自動二輪車及び原動機付自転車の安全対策については、街頭指導を始めとして、安全運転管理者協会等の職域を通しての安全教育活動に協力し、交通事故の防止を図る。

## 5 緊急時における救急体制の整備

交通事故による被害者を迅速に救護するため、消防機関の救助体制の整備・拡充を図るとともに関係機関との連絡を密にし、救助活動の円滑な運用を期する。

## 6 被害者救済対策の充実

### (1) 交通事故相談所の活動強化

ますます複雑多様化している交通事故相談に対応して行くため、県で実施している交通事故相談制度を最大限活用する。

なお、市報等による広報活動を積極的に行い、交通事故相談活動の周知徹底を図る。

### (2) 交通遺児の支援

交通事故により保護者を失った小・中学校の児童生徒に対し、県事業の奨学金制度等の利用促進を図り、交通遺児家庭を支援する。

## 第3章 踏切道における交通の安全

### 踏切事故の発生状況とその防止

本市に係る鉄道は、東武東上線、西武池袋線及び高架鉄道によるJR東日本旅客鉄道武蔵野線で、その内踏切道のある鉄道は、西武池袋線の1社であり、踏切道は新堀地区の2か所である。近年、乗務員の過失による重大事故やドライバーの一時停止、安全確認等に関する法令無視による事故は発生していない。

しかし、この2か所の踏切道については、交通量の増大及び電車の過密化等による事故の誘発のおそれは引き続きあるため、平成5年度において新堀茜通りの東久留米第5号踏切道の拡幅工事を行った。平成12年度においても水道道路の東久留米第4号踏切道の拡幅工事を行ったが、今後も引き続き踏切道の構造改良、保安設備の整備等、鉄道関係者を始め、関係機関と協力して積極的に整備を図り、事故の防止に努める。